手術に関する施設基準

（医科点数表第２章第１０部手術の通則５及び６に掲げる手術
並びに歯科点数表第２章第９部手術通則第４号に掲げる手術）

当保険医療機関は、次の手術に関して厚生労働大臣が定める施設基準について、関東信越厚生局長に届出をしています。
なお、症例件数は、令和７年１月～１２月までの手術件数です。

（１） 区分１に分類される手術

・実施あり

肺悪性腫瘍手術等　１件
経皮的カテーテル心筋焼灼術　１２件

・実施なし

頭蓋内腫瘤摘出術等、黄斑下手術等及び鼓室形成手術等

（２） 区分２に分類される手術

・実施あり

靱帯断裂形成手術等　６件

・実施なし

水頭症手術等、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、尿道形成手術等、角膜移植術、肝切除術等及び子宮附属器悪性腫瘍手術等

（３） 区分３に分類される手術

・実施あり

内反足手術等　５件
食道切除再建術等　４件

・実施なし

上顎骨形成術等、上顎骨悪性腫瘍手術等、バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、母指化手術等及び同種死体腎移植術等

（４） 区分４に分類される手術

・実施件数　１８６件

（５） その他の区分に分類される手術

・実施あり

乳児外科施設基準対象手術　３件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術　２件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）
及び体外循環を要する手術　５０件

・実施なし

人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

ハイリスク分娩管理加算の施設基準届出に係る掲示事項

１　年間の分娩件数　２２１件　（令和７年１月～１２月までの件数）
２　配置常勤医師数　４名
３　配置常勤助産師数　１４名

R8.11.1